

公益財団法人山口県予防保健協会助成事業募集要項

(目的)

第1条 公益財団法人山口県予防保健協会（以下、「協会」という。）は、山口県におけるがんをはじめとした生活習慣病等の疾病の予防と健康の保持増進へ向けた普及啓発活動等に対して助成を行い、もって山口県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 前条の助成は、同条に規定する目的に該当し、山口県内で実施する事業を対象とする。ただし、次の各号に該当する場合には助成の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする場合
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする場合

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体（以下、「助成対象団体」という。）は、山口県内に所在する民間団体（法人、任意の種別を問わない。）とし、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 助成対象団体としての意思決定により助成にかかる活動を執行でき、確実に経理処理すること
- (2) 規約を有していること
- (3) 代表者が明らかであること

(助成対象経費、各期間)

第4条 助成の対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成により実施する事業（以下、「助成対象事業」という。）を行うために直接必要な経費とする。

- 2 助成対象団体の経常的な経費及び飲食にかかる経費は対象とならない。
- 3 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 助成対象事業の募集（応募）期間は、毎年4月1日から9月30日までとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1助成対象団体あたり前条に定める助成対象経費に対し、10万円を上限とする。ただし、助成金総額は当該年度の予算額の範囲内を原則とする。

(申請の方法)

第6条 助成を受けようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、別に定める期限内に次の各号に掲げる申請書類を郵送又は持参により提出するものとする。

- (1) 普及啓発活動等助成申請書（別紙様式1）
- (2) 普及啓発活動等実施計画書（別紙様式2）

- (3) 申請団体の活動目的、構成、組織、規約等を示す資料
- (4) 申請事業にかかる収支予算書（各科目の内容が明確なもの）
- (5) その他申請事業計画及び実施方法等に関する補足資料

（申請の審議）

第7条 協会は、前条の申請書類を受理した後、選考委員会において助成の適否及び助成金額等を審議する。

2 審議項目は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 全体の事業計画と目標
- (2) 申請対象年度の事業計画
- (3) 支出計画の合理性
- (4) 実施主体及び関係団体との連携等
- (5) 成果及び効果の見込み並びにこれを享受する対象

3 審議に際して、協会は申請団体に対して、前条に定める資料とは別に追加資料の提出を求めることができることとする。

（内示の通知）

第8条 協会は、前条の審議結果に基づき、助成金の交付を決定した助成対象事業を実施する団体（以下、「決定団体」という。）に対して、この旨を「普及啓発活動等に関する助成金の内示」（別紙様式3）を郵送し、通知することとする。

（申請の取り下げ）

第9条 決定団体は、前条の定めによる通知に不服があり、申請を取り下げる場合は、速やかにその理由を付して、協会に文書により申し出なければならない。

（助成対象事業の変更等）

第10条 決定団体は、次の各号に該当する場合は、「助成対象事業変更（中止・廃止）承認申請書」（別紙様式4）を郵送又は持参し、承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業の目的、内容等が大幅に変更となる場合（軽微な変更は除く）
- (2) 助成対象事業の経費が変更となる場合（経費の30%以内の変更は除く）
- (3) 助成対象事業が中止となった場合
- (4) 助成対象事業が当該年度内に完了することが困難となった場合

（助成対象事業の実施）

第11条 決定団体は、助成対象事業の目的が達成でき、十分な成果が得られるよう計画に基づき助成対象事業を適正に実施しなければならない。

（実績報告及び請求）

第12条 決定団体は、助成対象事業が終了した後、次の各号に掲げる資料を郵送又は持参し、当該実績報告及び助成金の請求を行わなければならない。

- (1) 普及啓発活動等実績報告書（別紙様式5）
- (2) 収支決算書（各科目の内容が明確なもの）
- (3) その他実績報告に関する補足資料
- (4) 普及啓発活動等助成金請求書（別紙様式6）

2 前項第4号に定める請求は、第8条により通知した内示額の範囲内とする。

（実績報告及び請求の審議）

第13条 協会は、前条の実績報告及び請求を受理した後、選考委員会において当該報告等の内容を審議し助成等を決定する。

（助成金の決定通知）

第14条 協会は、前条の決定事項について「普及啓発活動等に関する助成金の決定通知」（別紙様式7）を決定団体に郵送し、通知することとする。

（助成金の交付）

第15条 協会は、決定団体の指定する口座に、助成金を交付する。

（公表）

第16条 協会は、前条により助成金を交付した決定団体、当該助成対象事業等について協会ホームページに掲載し、公表する。

- 2 第6条及び第12条により協会に提出された申請書類、実績報告書類、補足資料等の内容、パンフレット及び写真等の著作物については、助成対象事業の広報等のために協会が使用できるものとする。

（監査）

第17条 協会は、助成対象事業が終了した後2年間において、必要があると認めるときは、助成対象事業の実施の適否、その成果等に関し監査することができるものとする。

- 2 前項の監査を行うときは、あらかじめ決定団体に監査の期日、その他必要な事項を通知するものとする。

（助成金の返還）

第18条 協会は、前条に定める監査の結果、助成対象事業の実施状況、その成果等が著しく不相当と認められる場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。